

「みえ東紀州グリーン・ツーリズムコミュニティ協議会」規約

(名称)

第1条 この任意団体は、「みえ東紀州グリーン・ツーリズムコミュニティ協議会」(以下、「G T協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 G T協議会は、三重県で唯一世界遺産に登録されている熊野地域特有のフィールドにおいて、海・川・山、そして、それら自然と関わる産業(農林漁業など)や、文化的景観が残る地域の様々な資源を活かした体験プログラムを通じ、熊野地域を訪れる人々へ「こころに残る体験」を提供し、地域振興を図ることを目的とする。

また、熊野地域において既にグリーン・ツーリズムを実践している農林漁家や、団体・施設が、G T協議会のメンバーとして互いにネットワーク化を図ることで、全国へ向けての情報発信力を高め、体験プログラムのサービスの向上と受入体制の整備を行い、当地域を訪れるお客様、特に次世代を担う子どもから大学生に対する満足度の向上と共にリピーターの増加を目指す。

(事業)

第3条 G T協議会は、その目的を達成するために、次の事項について必要な活動を行うものとする。

- (1) 次世代を担う子どもから大学生と共に学び育てるグリーン・ツーリズムを目指し活動する。
- (2) 既に地域で活動しているグリーン・ツーリズム実践者や集客交流施設、教育施設、地域の農林漁家や団体との連携を図り、自然体験やグリーン・ツーリズムプログラムを地域ぐるみで受け入れることができる「体制の強化」を目指し活動する。
- (3) メンバーのネットワーク化により互いの活動を学び合い、相談や提案など意見交換を活発にすることで、当地域におけるグリーン・ツーリズム体験プログラムの「サービスの向上」、「お客様の満足度 UP」を目指し活動する。
- (4) 情報発信をメンバー同士、または地域内の他団体と共有することで、熊野地域を訪れるお客様のチャンスロスを減らすことが出来るような「情報発信力の向上」を目指し活動する。
- (5) 地域の実践者が増えていくような波及効果を生み出すことを目指し活動する。
- (6) 企業やメディアとの連携が出来るよう、積極的に活動する。
- (7) 会のオリジナル新商品を開発し、会の維持、運営に繋がるように活動する。
- (8) その他、G T協議会の目的を達成するために必要な事項に関する活動をする。

(会員)

第4条 G T協議会の構成は、別表のとおりとする。

(入会及び退会)

第5条 会員として入会しようとするものは、別紙に定める入会申込書を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

- 2 会長は入会の承認にあたり、必要に応じて構成員に意見を求めることができる。
- 3 退会しようとするものは、会長に退会届を提出しなければならない。

(役員)

第6条 G T協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 広報 1名
- (4) 会計事務責任者 1名
- (5) 監事 2名

- 2 役員は会員の中から互選するものとする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、G T協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の仕事は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後であっても後任者が選出されるまでの間はその職務を遂行するものとする。

(総会)

第9条 総会は、G T協議会の事務の管理及び執行についての基本的な事項を決定する。

- 2 総会は、会長が必要と認めたときにこれを招集する。
- 3 総会は、会員の過半数の出席がなければこれを開催できない。
- 4 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 6 会長が必要と認めるときは、会員以外の出席を求め、意見の聴取、資料の提供等を求めることができるものとする。

(事務局)

第10条 GT協議会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に関する規程は別に定める。

(会計)

第11条 GT協議会の経理を処理するための会計は事務局が兼務する。

2 GT協議会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 GT協議会の運営に係る会費は、補助金、事業運営協力費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(報酬等)

第12条 第6条に定める役員は原則無給とする。

2 会員には、費用を弁償することができる。

(解散)

第13条 GT協議会は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、GT協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、平成24年 5月 8日から施行する。